

障害者差別解消法について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定

2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針について閣議決定がなされました。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定されました。この法律では、政府は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定することとされています。この「基本方針」は、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものです。

今後のスケジュールについて (内閣府)

平成27年度における基本方針策定後のスケジュールは、次のとおりです。

| 時期 | 事項 | 備考 |
|-------|---|--|
| 上半期中 | ・国等職員対応要領、事業者のための対応指針の作成 | 地方公共団体等職員対応要領の作成は努力規定となっておりますが、積極的な対応をお願いします |
| 下半期中 | ・地方公共団体等職員対応要領の作成に係る支援 ・国民への法、基本方針、対応要領・対応指針の広報・周知(特に、対応指針の関係業界への周知) ・国・地方公共団体、関係機関・団体、関係業界における各種体制の整備等 | |
| 7月頃～ | ・平成27年度・障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施 | 全国7か所程度で実施予定 |
| 9月頃～ | ・障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催 | 体制整備事業の報告会等と併せて全国10か所程度で開催予定 |
| 28年4月 | ・法の施行 | |